第１回　横須賀市医療的ケア児等支援協議会　議事録

日　　時　令和８年度（2026 年）９月９日（水）10 時から 12 時
会　　場　ヴェルクよこすか　第１会議室
出 席 者 等　佐々木委員、宮本委員、福田委員、富樫委員、米山委員、岩澤委員（森下委員代理)、五本木委員、朝生委員、山邉委員、茂木委員、藤沼委員、佐山委員、三浦委員、丸茂委員、片島委員
（佐々木委員、宮本委員、五本木委員についてはオンライン参加）
オブザーバー　子育て支援課　下山課長補佐
事　務　局　障害福祉課　小野主査、中村
議　　題　医療的ケア児者に関する課題の進捗状況について　他
配 布 資 料　別紙次第

審議概要
１　出席状況報告・一般傍聴報告
①　事務局が司会となり開会した
②　オンライン傍聴が０名、会場での傍聴者が２名であることを確認した
③　配布資料を確認した

２　議事
（１）医療的ケア児者に関する課題の進捗状況について
①事務局より資料１に基づき、説明が行われた

（２）第７期横須賀市障害福祉計画（第３期横須賀市障害児福祉計画）における医療的ケア児者に係る目標の進捗状況について
①事務局より資料２に基づき、説明が行われた

３　意見交換
①　議事に関して意見交換が行われた

４　その他
①　次回は３月に開催することを確認した

〇佐々木委員

資料１の医療的ケア児の実数把握の課題について伺う。
本件は長年、本会議の議題となっているが、令和８年２月現在の県のフォーム登録者数は 10 人であり、市が把握する人数（28 人）に対し 28 分の 10 という状況である。
個別支援計画を契機とした取り組みは承知しているものの、最終目標である全員の所在や状況の把握に向け、今後どのように進めていくのか。
半年後や１年後を見据え、どのように把握していくのか、個別支援計画以外の手立てや具体的なプラン、およびその想定期間について市の見解を教えてほしい。

〇事務局

県の登録フォームの周知については、地道に周知を進めていくほかに有効な方法はないと考えている。
まず、今月末から来月頭にかけて、市立養護学校さんのご協力を得て医療的ケア児の保護者を対象とした個別避難計画の作成会を実施する予定である。そうした場なども活用しながら、登録フォームの周知を進めていきたいと考えている。

〇佐々木委員

他市町村における実数把握の進捗状況等について、市として調査を行っているか伺いたい。

〇事務局

鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町は個別の相談や各種サービスの申請等を通じて人数を把握していると聞いている。

〇佐々木委員

日常がそのまま続くのであれば問題ないが、昨今の自然災害が多発する状況下において、万が一の際に誰がどこにいるのか全く把握できていないという点が大きな懸念である。そのため、引き続き市において目標達成に向け取り組んでいただきたい。
また、学校に通っている児童・生徒については学校で把握できるが、就学前の子どもたちがどれほどいるのかについても課題である。例えば医師会を通じて在宅で障害児・者を担当している医師等にヒアリングを行うなどの方策が考えられる。
個人情報保護の観点から情報提供に消極的な親御さんもいるとは思うが、あの手この手を使って実態をあぶり出していく必要がある。ぜひ市の体制としても引き続き具体

的な方法をご検討いただきたい。

〇片島委員

送迎に関して、週3回利用できるようになった。
昨年11月に日中の人工呼吸器を使用することになったが、呼吸器をつけていることで送迎のハードルが高くなっていると感じている。学校の付き添いに関しては半年間で終了となり、9月からは学校での付き添いが原則としてなくなった。しかし、送迎に関しては、そうした子供を送迎車に乗せる場合に「親が一緒に学校へ行かなければならない」というルールになっている。
この点について、今後改善を図り、呼吸器をつけた子どもであっても看護師が同乗する形で学校側の送迎等に対応できるようになるとよいと考えている。

〇五本木委員

資料1の5ページ目の教育に関する項目で、未着手となっている「特別支援学校に通う児童・生徒の通学支援の活用・推進」について伺う。
徐々に増加しているものの十分に広がっておらず、未着手の状況と見受けられる。現在、ほぼ毎日通学支援を受けている家庭も少しずつ増えており、例えば横浜市などでは、クリニックや訪問看護ステーション等とうまく連携しながら、医療的ケア児の通学や自宅への送迎支援が一般化してきている地域もあると聞く。
保護者にとって、子どもを安心して学校に通わせられるか、無事に帰ってこられるかという点は非常に大きな課題であり、これまで家族がその負担を担ってきた現状がある。この状況を改善するためには、行政の予算措置だけではなく、横浜市の取り組みを参考にしたり、現在通学支援を受けている家庭やそれを担っているクリニック等へヒアリングを行ったりするなどして、どのように支援を広げていくかを検討する必要がある。
取り組もうと思えばすぐに着手できる内容であると考えられるため、今後の取り組みの中にぜひこうした方策を盛り込んでいただきたい。

〇冨樫委員

実際、今年度から通学支援を開始している。
安全に通学支援ができる見通しを立てるまでに約2ヶ月半を要し、7月から開始したところである。これまで訪問看護ステーションが中心となり、非常に良い形で進められている。

実際の支援としては、月曜日から金曜日までの朝の登校時に関わっており、看護師の車の手配については、まず自宅に行き、そこでステーションの車を止めさせてもらい、その後、学校へ向かうタクシー業者等に乗り込むという手順を踏んでいる。学校側ともお互いにしっかりと確認し合い、安全性を最重視して取り組んでいる。
今後さらに取り組みを広げていくためには、ステーション側とどのように繋がっていくか、またどのような点が大切かといった視点を重視し、関係者間で情報を共有していかなければならないと考えている。

〇山邉委員

現在は、朝に子どもを送り出せるようになったという状況であり、県の事業を活用しながら実績を積み上げていくことが非常に大切であると考えている。車両を 1 台保有しているような小規模な事業者にとっては、こうした対応はなかなか難しい側面もあったかと思うが、今後さらに事業に参画してくださる事業所が増えていくとよい。

また、もう 1 点、最初の登録者の話題にも関連して、実数の把握は長年の課題であると認識している。療育センターの立場から述べると、保護者の了解を得ることができれば、2 歳児頃からの把握は可能である。さらに、それ以前の 0 歳児や、療育相談センターにつながっていない段階で相談に訪れる方々もいらっしゃる。災害時の備えという観点や、いずれ学齢期を迎えるという予測を立てて早期から準備をしておくことは非常に重要であるため、保護者の了解を得られるのであれば、連携をし、市としてしっかりと把握に努めていただきたい。対象者が大人数にのぼるわけではないと推測されるため、ぜひ力を入れて取り組んでほしい。

また、昨年、横須賀三浦コーディネーターの主催により、看護師等を対象とした研修が実施された。地域で医療的ケア児を診ていらっしゃる方々が参加しており、年に何回かこうした交流の場が設けられることで、看護師同士の横のつながりができて非常に良いと感じている。

〇佐山委員

県の登録フォームについて、以前保護者の方に案内をし、こちらが把握しているメリットを伝えたものの、登録には至らなかったという経緯がある。実際に案内を行ってみて、登録のメリットが保護者になかなか伝わっていないのではないかという感触を抱いている。

〇事務局

フォーム登録のメリットに関するご指摘については、その通りであると考えている。

〇岩澤委員

1点目は、先ほど話題にあがった通学支援についてである。
小中学校は義務教育であるため、「なぜ通学できないのか」「特定の条件が合わなければならないのか」といった制限を設けるべきではない。県の通学支援や市のケア付き通学、就学奨励費、さらには移動支援への加算など、さまざまな制度や手法を組み合わせ、関係者が一丸となって誰もが登校できる体制を作っていくべきである。

2点目は、訪問入浴サービスに関する質問・意見である。
資料に、夏季の利用回数を従来の6回から8回に増加したとの記載があるが、これは回数の増加のみを目的としたものか、その背景や理由を伺いたい。また、夏季以外の時期が「月4回」となっている理由や制限の根拠についてもあわせて説明を求めたい。あわせて、利用する訪問入浴の事業所によって差があることで、利用者が不便を感じていないかという点も気にかかっている。当事者の立場としては、年間を通じて週1回利用したいと考えても、他のサービスとの併用制限等により利用できないケースがあり、一年を通じて何らかの困難を抱えている実態がある。したがって、季節を問わず、年間を通じてサービスが拡充されることを希望する。

〇事務局

市の訪問入浴サービスについては、基本的には月4回を上限としている。しかし、夏場（6月から9月）については、汗をかくなど、頻繁に入浴したいというニーズがあるため、令和8年度から月8回へと回数を増やしたところである。
年間を通じたサービス拡充等のご要望については、市の財政状況の中でどこまで対応可能かという課題はあるものの、貴重なご意見として今後の参考にさせていただく。

〇片島委員

事業所から「8回使えますよ」といった案内がなかったため、現在はあえて週1回という形で利用している状況である。
これとは別に、例えば訪問看護師の支援を受けながら自宅でお風呂に入るといったことはできないのか気になるところである。ただし、このサービスを利用するにあたっては「これを利用すると在宅での訪問看護師による入浴支援が受けられなくなりま

す」という説明が最初にあった。そのため、そうした制限や仕組みをうまく整理・伝達しながら、シャワー浴も含めて自宅での入浴回数を増やしていけたらよいと考えている。

〇冨樫委員

子どもが成長して体重が増加すると、複数名で訪問して安全に入浴介助を行う体制が必要となってくる。そうした状況を考慮すると、どの事業者所や訪問看護ステーションにおいても、人手不足は本当に大きな問題となってくる。その中で、やはり必要な支援であるという思いから、私たち事業者としても何とか工夫して対応しようと考えているところである。
今後さらにサービスが拡充していくためには、ステーション側も複数の場所で対応できるようになるとよいと考えている。また、制度の中で実施するにあたり、例えば1つの制度の枠内で、訪問看護師とホームヘルパーが連携するなど、柔軟な対応を取っていくことで事業所側もそれぞれ安心できるようになるのではないか。そうしたやり方についての検討や工夫が必要であると考えている。

また、医療的ケア児が学校を卒業した後のサービスが不足しており、「今後どうしていけばよいのか」といった不安や声が上がっている。現在、テレビ番組（ハートネットTV など）でも取り上げられているように、卒業後の継続的な支援は大きな課題となっている。市として、そうした卒業後の継続的な支援についてどのように考え、取り組んでいるのか伺いたい。

〇事務局

医療的ケア児が 18 歳以上になった際の支援の継続性については、我々としても課題であると認識しており、国においても同様に認識されているところである。
現在、「医療的ケア児支援法」の対象は 18 歳未満となっているが、来年（令和 9 年）4月の法改正により、対象が 18 歳以上へと拡充される予定である。具体的には、医療的ケア児が成長した後の 18 歳以上の医療的ケア者や、成人してから医療的ケアが必要になった方、さらに重度の肢体不自由と知的障害が重複する重症心身障害児・者まで支援の対象が広げられることになっている。
この法改正に伴い、国や県の施策も強化されることが見込まれるため、市としてもその動きと歩調を合わせながら、支援体制を強化していきたいと考えている。

以上